

家畜生産農場清浄化支援対策事業費（継続）

1, 097（1, 219）百万円

対策のポイント

生産段階における疾病の自主的な清浄化や流行防止に向け、検査やワクチン接種、とう汰等について組織的な取組を推進します。

（地域の実態に応じた疾病の清浄化・流行防止）

家畜伝染病の清浄化には地域一体となった取組が重要です。このため、地域の状況等に応じて、生産者自らが疾病の清浄化対策を進めることが重要です。

特に、ヨーネ病については、近年、全国的に増加傾向にあり、発生農場での自主とう汰や移動制限等による感染の拡大を防ぐことが必要です。また、オーエスキー病については、発生地域における清浄化が進展しておらず、本病の清浄化に向けた実効性のある徹底した取組を行う地域に集中的に支援し早期の清浄化を図ります。

政策目標

- ・ヨーネ病及びオーエスキー病の清浄化の推進。
- ・吸血昆虫が媒介する流行性疾病等の発生予防。

<内容>

1. 事業内容

（1）疾病清浄化支援対策

ア ヨーネ病対策

迅速診断法を活用し、移動予定牛や清浄化推進農場等の重点的な検査、検査陽性牛等のとう汰の推進等を行います。

イ オーエスキー病対策

オーエスキー病の清浄化の推進について、コンセンサスの得られた地域において清浄種豚の流通促進のための抗体検査、発生地域における定期的なモニタリングの実施、組織的なワクチン接種の徹底、感染豚のとう汰の推進等について集中的な支援を行い早期の清浄化を図ります。

（2）疾病発生・流行防止支援対策

伝播力が強く流行しやすい疾病について、予防のための組織的なワクチン接種を推進します。また、ワクチン接種に伴う事故に対する手当金の交付を行います。

- ・牛疾病：牛流行熱、イバラキ病等吸血昆虫媒介疾病、牛伝染性鼻気管炎
- ・豚疾病：豚流行性下痢、伝染性胃腸炎

（3）豚コレラ等防疫支援対策

万一の発生に備え、緊急接種用の豚コレラワクチンの備蓄等を行います。

2. 事業実施主体

民間団体等

3. 補助率

定額、1／2以内

4. 事業実施期間

平成17年度～24年度

【担当課：消費・安全局動物衛生課 03-3502-8292（直通）】